

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年8月13日
【四半期会計期間】	第60期第2四半期(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)
【会社名】	株式会社イトーキ
【英訳名】	ITOKI CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 松井 正
【本店の所在の場所】	大阪市城東区今福東1丁目4番12号
【電話番号】	大阪06(6935)2200(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員管理本部長 橋本 清美
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区入船3丁目1番13号
【電話番号】	東京03(5543)1701(代表)
【事務連絡者氏名】	管理本部経理部長 塩成 慈己
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜1丁目8番16号) 株式会社イトーキ東京本社 (東京都中央区入船3丁目2番10号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第60期 第2四半期 連結累計期間	第60期 第2四半期 連結会計期間	第59期
会計期間	自平成21年 1月1日 至平成21年 6月30日	自平成21年 4月1日 至平成21年 6月30日	自平成20年 1月1日 至平成20年 12月31日
売上高(百万円)	44,215	21,494	106,246
経常利益又は経常損失() (百万円)	873	718	2,423
四半期純損失()又は当期純利益(百万円)	4,019	3,792	798
純資産額(百万円)	-	40,984	45,488
総資産額(百万円)	-	82,731	90,763
1株当たり純資産額(円)	-	788.06	876.95
1株当たり四半期純損失金額() 又は当期純利益金額(円)	79.26	74.79	15.75
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	-	48.3	49.0
営業活動によるキャッシュ・フロー(百万円)	2,057	-	1,806
投資活動によるキャッシュ・フロー(百万円)	4,147	-	1,191
財務活動によるキャッシュ・フロー(百万円)	67	-	1,973
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高(百万円)	-	10,463	12,212
従業員数(人)	-	2,697	2,642

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)を含めておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数（人）	2,697
---------	-------

（注）従業員数は就業人員であります。

(2) 提出会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数（人）	1,985
---------	-------

（注）従業員数は就業人員であります。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第2四半期連結会計期間の生産実績を事業の種類別セグメントに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第2四半期連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
オフィス関連事業(百万円)	4,871
設備機器関連事業(百万円)	3,645
家庭用関連事業(百万円)	2
保守サービス関連事業(百万円)	-
合計(百万円)	8,519

- (注) 1. 金額は販売価格によっております。
2. 上記の金額には消費税等を含めておりません。

(2) 受注状況

当社グループは見込生産を主体としているため、受注状況の記載を省略しております。

(3) 販売実績

当第2四半期連結会計期間の販売実績を事業の種類別セグメントに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第2四半期連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
オフィス関連事業(百万円)	12,241
設備機器関連事業(百万円)	8,509
家庭用関連事業(百万円)	486
保守サービス関連事業(百万円)	257
合計(百万円)	21,494

- (注) 1. 金額は販売価格によっております。
2. 上記の金額には消費税等を含めておりません。

2【事業等のリスク】

当第2四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期連結会計期間におけるわが国経済は、世界的な金融危機による株式、為替相場の混乱により実体経済の悪化が鮮明となり、過去に経験のないほどの激しい落ち込みを見せております。

当業界におきましても、企業収益の急速な悪化により、民間設備投資の延期・抑制や雇用調整の悪化、個人消費の冷え込みなどの影響が全事業分野に波及し、需要は著しく後退しました。

このような状況のもと、当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）におきましては、企業の原点である「顧客第一主義」に立ち返り、独創的な新製品とオンリーワン製品の重点販売に注力するとともに、ソリューション型営業とトータル受注による効率性の高い営業活動を行い、新しい市場の開拓に取り組みました。また、一方では徹底した無駄の排除とコストの削減に努め、「強靱な体質」に変革すべく取り組んでまいりました。

これらの結果、当社グループの当第2四半期連結会計期間の連結業績は、景気後退による需要の減少に伴い売上高は214億94百万円となりました。損益面につきましては、人件費を始めとしたあらゆるコストを徹底的に見直し削減に努めましたが、売上高の減少による影響、販売競争の激化等による売上総利益率の低下により、営業損失は8億59百万円、経常損失は7億18百万円となりました。また、業績の悪化に伴い繰延税金資産を取り崩し、法人税等調整額を32億75百万円計上したこともあり、四半期純損失は37億92百万円となりました。

なお、事業の種類別セグメントの業績状況は、次のとおりであります。

[オフィス関連事業]

この事業につきましては、多様化するワークスタイルへの対応や地球環境に配慮した新製品の開発（顧客企業の緊近な課題であるオフィスコストの削減やエコ・オフィスの提案）、デザイン・機能性を追求したカスタマイズ製品を提供するとともに、セキュリティに関するコンサルティング力を強化した積極的なソリューション型営業活動を展開いたしました。

しかしながら、急激な景況感悪化の影響を受け、分散した拠点の統合ニーズ、オフィス設備・環境の改善ニーズに基づく移転需要が延期・抑制される状況となり、この事業の売上高は122億41百万円となりました。

損益面につきましては、あらゆるコスト削減に努めたものの、売上高の減少、競争激化による販売価格の下落などの影響を受け、営業損失は2億68百万円となりました。

[設備機器関連事業]

この事業につきましては、需要の顕在化が拡大しつつあるオフィスセキュリティを構築するオフィスゲートの新製品など独創的な差別化製品を開発し、オフィス関連事業との相乗効果を図るトータルソリューション提案に努めてまいりましたが、総需要の縮小により、売上は減少し、この事業の売上高は85億9百万円となりました。

損益面につきましては、原価、販売費及び一般管理費などあらゆるコストの削減により利益確保に努めましたが、売上高の減少と、売上総利益率の悪化により売上総利益が減少し、営業損失は4億89百万円となりました。

[家庭用関連事業]

この事業につきましては、主力の学習家具事業でデザイン面での独自性と機能面の完成度を高めた高付加価値商品中心にラインアップを絞り込み、採算を重視した適正規模へ向けた事業展開を図りましたが、景気後退による個人消費の落ち込みの影響をうけ、この事業の売上高は4億86百万円となりました。

損益面につきましては、様々な業務合理化努力などを行ないましたが、営業損失は1億33百万円となりました。

[保守サービス関連事業]

この事業につきましては、什器の修理や各種機器のメンテナンス等のサービスを行っております。連結子会社の(株)イトーキテクニカルサービスが主体となり、当社グループの得意先を中心に積極的な営業活動を展開いたしました結果、この事業の売上高は2億57百万円となりました。

損益面では販売費及び一般管理費の削減により利益確保に努めた結果、営業利益は32百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、第1四半期連結会計期間末に比べ4億63百万円の資金の増加があり104億63百万円となりました。

当第2四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

<営業活動によるキャッシュ・フロー>

営業活動による資金の増加は16億47百万円となりました。この主なものは、仕入債務の減少や諸引当金の減少はありましたが、減価償却費の計上、売上債権の減少及びたな卸資産の減少によるものであります。

<投資活動によるキャッシュ・フロー>

投資活動による資金の減少は17億59百万円となりました。この主なものは、有形固定資産の取得による支出によるものであります。

<財務活動によるキャッシュ・フロー>

財務活動による資金の増加は5億68百万円となりました。この主なものは、短期借入金の借入によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号本文に規定されるものをいい、以下「基本方針」という。）を定めており、その内容等は次のとおりであります。

・基本方針

当社はその株式を上場し自由な取引を認める以上、支配権の移転を伴う当社株式の大量取得提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様の意思に委ねられるべきものと考えております。また、当社は、大量取得行為であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、大量取得提案の中には、買付目的や買付後の経営方針等に鑑み、企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主の皆様が大量取得行為の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するものも少なくありません。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の継続的な確保・向上に資する者であるべきであり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある大量取得提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと考えます。したがって、このような者による大量取得行為に対しては必要かつ相当な手段を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

・基本方針の実現に資する取組み

1. 企業価値の源泉について

当社は、明治23年（1890年）に伊藤喜商店として大阪で創業後、大正、昭和、平成と続く時代の変遷の中で、着実な足どりで日本経済の歴史とともに歩み、日本のオフィスの発展に大きな役割を果たしてきました。その間、昭和25年（1950年）には製造部門が分離独立するなど時代に合った経営を行い発展してまいりましたが、平成17年（2005年）6月に新たな企業価値の創造に向けて、製販統合を行い、半世紀余ぶりにひとつの企業として生まれ変わりました。お客様のニーズをよりスピーディに反映させる市場中心主義を徹底し、さらなる飛躍と持続的な成長を目指して、創業120年を迎えようとする今でも、つねに創業時代の精神に立ちかえり、たゆまぬ挑戦を続ける当社の企業価値の源泉は、「コラボレーション&ソリューション提案力」「製販一体化による顧客ニーズ対応力」「老舗でありながら新進気鋭のブランド力」「企業文化・風土」の4点の結びつきにより生み出されるものであるといえます。

以上の企業価値の創出は、いずれも当社とステークホルダーとの中長期的かつ良好な信頼関係があって初めて実現できるものです。当社が企業理念の経営姿勢において「健全かつ透明な経営を行い、企業活動にかかわる人々の期待と信頼に応えます」と宣言しているように、当社にとってお客様、お取引先様、代理店様及び従業員との良好な関係を築き、維持することが最大の企業価値の源泉であるといえます。

2. 企業価値向上のための取組みについて

当社は、上記1のとりの当社の企業価値の源泉を踏まえて、平成17年（2005年）6月の製販統合時に中期経営計画「2008年ビジョン」を策定し、「継続的な事業分野の革新」「常に安定した収益」「バランスのとれた利益配分」を目指し、経営努力を継続することにより、当社の企業価値向上に邁進してまいりました。さらに「顧客と感動を分かち合える、業界のリーディングカンパニー」を目指し、一層の企業価値の向上のため、「成長戦略による売上高の拡大」「効率性の向上」「企業文化・風土の融合・昇華」の諸施策を推進してまいります。

3. コーポレート・ガバナンスについて

当社は、企業倫理・遵法精神に基づき、コンプライアンスの徹底と経営の透明性、公正性を向上させ、また、積極的な情報開示に努めることで企業に対する信頼を高め、企業価値の向上を目指したコーポレート・ガバナンスの構築に取り組んでおります。

・基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」という。）の目的

本プランは、上記 . に記載した基本方針に沿って、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって導入されたものです。

当社取締役会は、当社株式に対する大量取得提案が行われた際に、当該大量取得行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な時間及び情報を確保すると共に、株主の皆様のために大量買付者と協議・交渉等を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量取得行為を抑止するための枠組みが必要不可欠であると判断しました。

そこで、当社取締役会は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一環として、平成20年3月28日開催の当社第58回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、本プランを導入いたしました。

2. 本プランの内容

本プランは、当社の株券等に対する買付もしくはこれに類似する行為又はその提案（以下「買付等」という。）が行われる場合に、買付等を行う者（以下「買付者等」という。）に対し事前の情報提供を求める等、上記1の目的を実現するために必要な手続を定めており、買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく当社株券等の買付等を行う場合、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合等には、当社は、買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権（以下「本新株予約権」という。）を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買付者等以外の株主の皆様が当社株式が交付された場合には、買付者等の有する当社の議決権割合は、最大2分の1まで希釈化される可能性があります。

本プランに従った本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、取締役会の恣意的判断を排するため、独立性の高い社外者等から構成される独立委員会の客観的な判断を経ることとしております。また、これに加えて、本新株予約権の無償割当ての実施に際して独立委員会が株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様意思を確認することを勧告した場合には、当社取締役会はかかる株主総会を招集するものとされており、さらに、こうした手続の過程については、株主の皆様への情報開示を通じてその透明性を確保することとしております。

本プランにおける本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定権限の当社取締役会への委任期間（以下「有効期間」という。）は、平成20年3月28日開催の当社第58回定時株主総会終結後3年以内に終結する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

但し、有効期間の満了前であっても、(a)当社の株主総会において本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合、又は、(b)当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、平成20年3月28日開催の当社第58回定時株主総会決議による委任の趣旨に反しない場合（本プランに関する法令、有価証券上場規程等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、当社株主に不利益を与えない場合等を含みます。）、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実、及び（修正又は変更の場合には）修正、変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

なお、本プランの詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイトのIR情報に掲載しております。平成20年2月18日付の当社プレスリリース「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の導入について」をご覧ください。

（アドレス <http://www.itoki.jp/doc/ir//000055/0802182ir.pdf>）

・上記各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

1. 基本方針の実現に資する取組み（上記 . の取組み）について

上記 . に記載した企業価値向上のための取組みやコーポレート・ガバナンスの強化といった各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。

従って、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

2. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記 . の取組み）について

本プランが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と協議・交渉等を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

当該取組みが株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、次の理由から、基本方針に照らして不適切な者による支配を防止する取組みは、当社株主の共同の利益を損なうものでなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(a) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を完全に充足しております。

(b) 株主意思を重視するものであること（株主総会決議とサンセット条項）

本プランは、平成20年3月28日開催の当社第58回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、導入しております。

また、本プランは、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が設けられており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において上記の委任決議を撤回する旨の決議がなされた場合、当社の株主総会で選任された取締役により構成される当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。その意味で、本プランの導入及び廃止は、当社株主の皆様のご意思に基づくこととなっております。

(c) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入にあたり、取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、本プランの発動及び廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置しております。

実際に当社に対して買付等がなされた場合には、独立委員会が、独立委員会規則に従い、当該買付等が当社の企業価値・株主の共同利益を毀損するか否かなどの実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。

このように、独立委員会によって、当社取締役の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要については株主の皆様にご情報開示をすることとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されております。

なお、本プラン導入当初の独立委員会の委員は、当社経営陣から独立性の高い当社社外取締役1名及び社外監査役2名から構成されております。

(d) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(e) 当社取締役の任期の短縮

当社は、平成20年3月28日開催の当社第58回定時株主総会において、当社取締役の任期を1年に短縮しております。こうした取締役の任期の短縮により、本プランの有効期間中であっても、毎年の当社取締役の選任を通じて、本プランについて、株主の皆様のご意向を反映させることが可能となります。

(f) 外部専門家の意見の取得

買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けることができるものとしております。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

(g) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株券等を大量に買い付けた者が指名し、株主総会で選任された取締役により、廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役の期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するために時間を要する買収防衛策）でもありません。

2 .

(4) 研究開発活動

当第2四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は3億94百万円であります。

なお、当第2四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	149,830,000
計	149,830,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (平成21年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成21年8月13日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	52,143,948	52,143,948	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部)	・完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 ・単元株式数 100株
計	52,143,948	52,143,948	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成21年4月1日～ 平成21年6月30日	-	52,143,948	-	5,277	-	10,816

(5) 【大株主の状況】

平成21年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行 (株)(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	2,480	4.7
伊藤 七郎	大阪府豊中市	2,247	4.3
(株)みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3-3	2,171	4.1
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6-6	2,170	4.1
日本トラスティ・サービス信託銀行 (株)(信託口4G)	東京都中央区晴海1丁目8-11	1,872	3.5
(株)アシスト	大阪府中央区平野町2丁目4-12	1,586	3.0
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	1,552	2.9
イトーキ協力会社持株会	大阪府城東区今福東1丁目4-12	1,470	2.8
(株)三井住友銀行	東京都千代田区有楽町1丁目1-2	1,069	2.0
イトーキ従業員持株会	大阪府城東区今福東1丁目4-12	969	1.8
計	-	17,590	33.7

(注) 1. 上記のほか、当社は自己株式1,434,048株(発行済株式総数に対する割合2.7%)を保有しております。

2. バークレイズ・グローバル・インベスターズ(株)から平成20年12月15日付提出された大量保有報告書(変更報告書)により、平成20年12月8日現在で以下の株式を共同保有している旨の報告を受けておりますが、当社といたしましては当第2四半期会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況は株主名簿によっております。なお、その大量保有報告書(変更報告書)の内容は、次のとおりであります。

氏名又は名称	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
バークレイズ・グローバル・インベスターズ(株)	1,458	2.8
バークレイズ・グローバル・インベスターズ、エヌ・エイ (Barclays Global Investors, N.A.)	704	1.3

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成21年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,434,000	-	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 50,641,000	506,410	同上
単元未満株式	普通株式 68,948	-	同上
発行済株式総数	52,143,948	-	-
総株主の議決権	-	506,410	-

【自己株式等】

平成21年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
㈱イトーキ	大阪市城東区今福 東1丁目4番12号	1,434,000	-	1,434,000	2.7
計	-	1,434,000	-	1,434,000	2.7

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 1月	2月	3月	4月	5月	6月
最高(円)	302	299	279	272	266	282
最低(円)	270	236	212	239	240	257

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。なお、当第1四半期連結累計期間（平成21年1月1日から平成21年3月31日まで）から、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日 内閣府令第50号）附則第7条1項第5号ただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第2四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成21年1月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	11,367	13,070
受取手形及び売掛金	20,496	23,042
有価証券	272	-
商品及び製品	2,490	3,070
仕掛品	1,803	2,270
原材料及び貯蔵品	906	1,018
その他	911	1,542
貸倒引当金	199	204
流動資産合計	38,048	43,809
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	14,938	15,414
土地	7,736	7,773
その他(純額)	7,546	7,662
有形固定資産合計	30,220	30,850
無形固定資産		
のれん	44	50
その他	582	390
無形固定資産合計	626	441
投資その他の資産		
投資有価証券	7,739	7,149
その他	7,763	10,179
貸倒引当金	1,267	1,267
投資損失引当金	400	400
投資その他の資産合計	13,835	15,661
固定資産合計	44,683	46,953
資産合計	82,731	90,763
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	17,975	20,074
短期借入金	6,946	6,090
未払法人税等	252	88
賞与引当金	117	249
役員賞与引当金	-	25
その他	4,502	6,984
流動負債合計	29,795	33,512

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年12月31日)
固定負債		
長期借入金	2,542	2,795
退職給付引当金	4,558	4,808
役員退職慰労引当金	59	62
製品自主回収関連損失引当金	900	1,429
リコール損失引当金	68	68
負ののれん	39	23
その他	3,783	2,574
固定負債合計	11,952	11,761
負債合計	41,747	45,274
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,277	5,277
資本剰余金	13,021	13,021
利益剰余金	22,253	26,699
自己株式	936	936
株主資本合計	39,616	44,062
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	389	408
為替換算調整勘定	42	0
評価・換算差額等合計	346	408
少数株主持分	1,021	1,018
純資産合計	40,984	45,488
負債純資産合計	82,731	90,763

(2) 【 四半期連結損益計算書 】
【 第 2 四半期連結累計期間 】

(単位 : 百万円)

	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成21年 1月 1日 至 平成21年 6月30日)
売上高	44,215
売上原価	30,384
売上総利益	13,830
販売費及び一般管理費	14,942
営業損失 ()	1,111
営業外収益	
受取利息	31
受取配当金	72
負ののれん償却額	8
受取賃貸料	129
受取保険金	113
その他	127
営業外収益合計	483
営業外費用	
支払利息	94
持分法による投資損失	31
減価償却費	56
その他	64
営業外費用合計	246
経常損失 ()	873
特別利益	
固定資産売却益	129
補助金収入	134
製品自主回収関連損失引当金戻入額	76
その他	1
特別利益合計	341
特別損失	
固定資産除却損	28
固定資産売却損	0
関係会社株式評価損	27
その他	12
特別損失合計	67
税金等調整前四半期純損失 ()	599
法人税、住民税及び事業税	246
法人税等調整額	3,163
法人税等合計	3,409
少数株主利益	9
四半期純損失 ()	4,019

【第2四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

当第2四半期連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	
売上高	21,494
売上原価	15,124
売上総利益	6,369
販売費及び一般管理費	7,228
営業損失()	859
営業外収益	
受取利息	17
受取配当金	59
負ののれん償却額	4
受取賃貸料	63
受取保険金	36
その他	69
営業外収益合計	251
営業外費用	
支払利息	43
持分法による投資損失	14
減価償却費	28
その他	23
営業外費用合計	110
経常損失()	718
特別利益	
固定資産売却益	128
補助金収入	134
製品自主回収関連損失引当金戻入額	76
その他	43
特別利益合計	382
特別損失	
固定資産除却損	3
固定資産売却損	0
リコール損失	1
その他	0
特別損失合計	5
税金等調整前四半期純損失()	341
法人税、住民税及び事業税	163
法人税等調整額	3,275
法人税等合計	3,438
少数株主利益	12
四半期純損失()	3,792

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第2四半期連結累計期間
(自平成21年1月1日
至平成21年6月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純損失()	599
減価償却費	1,627
のれん償却額	2
貸倒引当金の増減額(は減少)	7
賞与引当金の増減額(は減少)	131
役員賞与引当金の増減額(は減少)	25
退職給付引当金の増減額(は減少)	254
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	3
製品自主回収関連損失引当金の増減額(は減少)	529
リコール損失引当金の増減額(は減少)	0
受取利息及び受取配当金	104
支払利息	94
持分法による投資損益(は益)	31
固定資産売却損益(は益)	129
売上債権の増減額(は増加)	2,562
たな卸資産の増減額(は増加)	1,157
仕入債務の増減額(は減少)	2,207
その他	698
小計	2,176
利息及び配当金の受取額	91
利息の支払額	85
法人税等の支払額	125
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,057
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	231
定期預金の払戻による収入	496
有形固定資産の取得による支出	3,436
有形固定資産の売却による収入	176
投資有価証券の取得による支出	1,102
その他	48
投資活動によるキャッシュ・フロー	4,147
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額(は減少)	833
長期借入金の返済による支出	229
配当金の支払額	507
少数株主への配当金の支払額	10
その他	19
財務活動によるキャッシュ・フロー	67
現金及び現金同等物に係る換算差額	11
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	2,033
現金及び現金同等物の期首残高	12,212
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額(は減少)	284
現金及び現金同等物の四半期末残高	10,463

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年6月30日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結範囲の変更 当第1四半期連結会計期間より、(株)イトーキ北海道は、重要性が増したため、連結の範囲に含めております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 12社</p>
2. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法の変更 たな卸資産 通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として総平均法による原価法によっておりましたが、当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。 これにより、当第2四半期連結累計期間の営業損失、経常損失及び税金等調整前四半期純損失はそれぞれ89百万円増加しております。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p> <p>(2) 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用 当第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用しております。 なお、これによる損益に与える影響はありません。</p>

	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年6月30日)
2. 会計処理基準に関する事項の変更	(3)リース取引に関する会計基準の適用 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以降に開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができることとなったことに伴い、当第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。 また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 これにより、営業損失、経常損失及び税金等調整前四半期純損失に与える影響はありません。 なお、リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引続き採用しております。

【追加情報】

	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年6月30日)
(有形固定資産の耐用年数の変更)	当社及び国内連結子会社の機械装置については、当第1四半期連結会計期間より、法人税法の改正(「所得税法等の一部を改正する法律」平成20年4月30日 法律第23号)を契機として見直しを行い、改正後の法人税法に基づく耐用年数へ変更しております。 この結果、従来の方によった場合と比べ、当第2四半期連結累計期間の営業損失、経常損失及び税金等調整前四半期純損失は、それぞれ77百万円増加しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年12月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額は、40,356百万円です。 2 受取手形割引高は、1,367百万円です。	1 有形固定資産の減価償却累計額は、39,300百万円です。 2 受取手形割引高は、1,773百万円です。

(四半期連結損益計算書関係)

当第2四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年6月30日)	
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。	
従業員給与手当	5,548百万円
賞与引当金繰入額	97百万円
退職給付費用	473百万円
役員退職慰労引当金繰入額	9百万円
貸倒引当金繰入額	40百万円

当第2四半期連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。	
従業員給与手当	2,792百万円
賞与引当金繰入額	97百万円
退職給付費用	239百万円
役員退職慰労引当金繰入額	5百万円
貸倒引当金繰入額	9百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第2四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年6月30日)	
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年6月30日現在)	
現金及び預金勘定	11,367百万円
有価証券勘定	272百万円
計	11,639百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	903百万円
満期期間が3ヶ月を超える有価証券	272百万円
現金及び現金同等物	10,463百万円

(株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成21年6月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成21年1月1日至平成21年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 52,143千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 1,434千株

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年3月27日 定時株主総会	普通株式	507	10	平成20年12月31日	平成21年3月30日	利益剰余金

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第2四半期連結会計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

	オフィス関連事業 (百万円)	設備機器関連事業 (百万円)	家庭用関連事業 (百万円)	保守サービス関連事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	12,241	8,509	486	257	21,494	-	21,494
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	2	1	-	4	8	(8)	-
計	12,243	8,511	486	261	21,502	(8)	21,494
営業利益又は営業損失()	268	489	133	32	859	(0)	859

当第2四半期連結累計期間(自平成21年1月1日至平成21年6月30日)

	オフィス関連事業 (百万円)	設備機器関連事業 (百万円)	家庭用関連事業 (百万円)	保守サービス関連事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	25,755	16,030	1,911	517	44,215	-	44,215
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	6	4	-	4	14	(14)	-
計	25,761	16,034	1,911	522	44,229	(14)	44,215
営業利益又は営業損失()	58	1,242	32	39	1,111	(0)	1,111

(注) 1. 事業区分の方法

市場及び販売方法等の類似性に基づいて4つのセグメントに区分しております。

2. 各事業区分の主な商品及び製品

オフィス関連事業.....事務用デスク及びチェア、収納家具、カウンター、パネル、金庫、オフィス
営繕、組立・施工等の物流サービス等

設備機器関連事業.....建築間仕切、物流設備機器、商業設備機器、研究設備機器等

家庭用関連事業.....学習デスク及びチェア、書斎机、書棚、ユニット家具、福祉・介護用品、
その他小物家具等

保守サービス関連事業.....什器の修理、メンテナンス等

3. 会計処理の方法の変更

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」2.(1)に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号平成18年7月5日)を適用しております。

この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、当第2四半期連結累計期間の営業利益は、「オフィス関連事業」8百万円、「設備機器関連事業」78百万円、「家庭用関連事業」2百万円それぞれ減少しております。

【所在地別セグメント情報】

当第2四半期連結会計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成21年1月1日至平成21年6月30日)

本邦の売上高は、全セグメントの売上高の合計に占める割合が90%超であるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

当第2四半期連結会計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成21年1月1日至平成21年6月30日)

海外売上高は、連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

(有価証券関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成21年6月30日)

満期保有目的の債券で時価のあるもの及びその他有価証券で時価のあるものが、事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	四半期連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 国債・地方債等	-	-	-
(2) 社債	1,197	1,207	10
(3) その他	1,200	1,161	38
合計	2,397	2,369	28

2. その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価(百万円)	四半期連結貸借対照表計上額(百万円)	差額(百万円)
(1) 株式	2,661	3,342	681
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	109	105	4
合計	2,771	3,447	676

(デリバティブ取引関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成21年6月30日)

為替予約取引を行っておりますが、ヘッジ会計を適用しているため記載を省略しております。

(ストック・オプション等関係)

当第2四半期連結会計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

該当事項ありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第2四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)		前連結会計年度末 (平成20年12月31日)	
1株当たり純資産額	788.06円	1株当たり純資産額	876.95円

2. 1株当たり四半期純損失金額等

当第2四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年6月30日)		当第2四半期連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	
1株当たり四半期純損失金額	79.26円	1株当たり四半期純損失金額	74.79円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年6月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
四半期純損失(百万円)	4,019	3,792
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純損失(百万円)	4,019	3,792
期中平均株式数(千株)	50,710	50,710

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

前連結会計年度末に比べて著しい変動がないため、記載しておりません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 8月13日

株式会社イトーキ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 寺澤 豊 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 渡部 健 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社イトーキの平成21年1月1日から平成21年12月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成21年1月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社イトーキ及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。